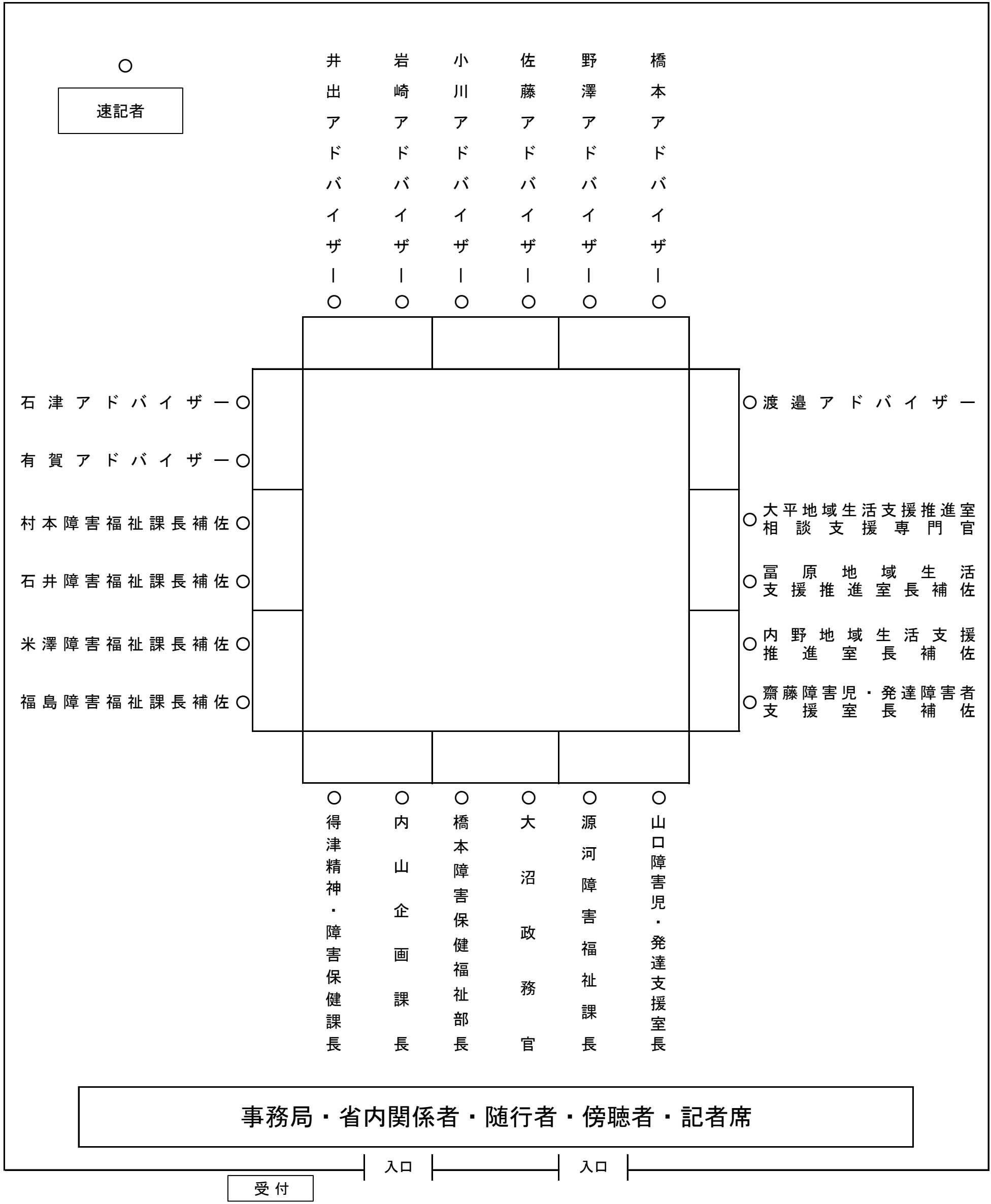


障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第1回）

○ 日 時：平成30年8月29日（水） 10:00～12:00

○ 場 所：全国都市会館大ホール（2階）



障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第1回）

議事次第

平成30年8月29日（水）
10：00～12：00
於：全国都市会館大ホール（2階）

議 題：

1. 次期障害福祉サービス等報酬改定に向けた今後の検討の進め方について（案）
2. 障害福祉サービス等報酬改定検証調査等（平成30年度調査）の実施について
3. その他

○配付資料

（本体資料）

- 資料1 「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」開催要綱
- 資料2 次期障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について（案）
- 資料3 平成30年度報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討
- 資料4 障害福祉サービス等報酬改定検証調査等（平成30年度調査）の実施について

（参考資料）

参考資料 障害福祉分野の最近の動向

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」 開催要綱

平成 30 年 8 月 13 日

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、厚生労働省内で「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 当面の検討項目

- （１）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査について
- （２）平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の引上げに対応するための報酬改定について
- （３）その他

3. 検討チームの構成員等

- （１）厚生労働大臣政務官を主査、社会・援護局障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- （２）アドバイザーとして別紙の有識者の参画を求める。
- （３）主査が必要と認めるときは、関係者から必要な意見を聴くことができる。

4. 検討チームの運営

- （１）庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- （２）議事は公開とする。
- （３）その他、検討チームの運営に関し必要な事項は、検討チームが定める。

(別紙)

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」 構成員等

主 査： 厚生労働大臣政務官
副 主 査： 社会・援護局障害保健福祉部長
構 成 員： 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達
障害者支援室長兼地域生活支援推進室長

アドバイザー： 有賀 道生 社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域
療育センター所長
石津 寿恵 明治大学教授
井出 健二郎 和光大学教授
岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授
小川 正洋 柏市保健福祉部障害福祉課長
佐藤 香 東京大学社会科学研究所
社会調査・データアーカイブ研究
センター教授
野澤 和弘 毎日新聞論説委員
橋本 美枝 医療法人聖母会成田地域生活支援
センター施設長
平野 方紹 立教大学教授
渡邊 和夫 宮代町福祉課長

(敬称略、50 音順)

○ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抜粋）

第2章 人づくり革命

5. 介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

障害福祉サービス等報酬におけるこれまでの消費税対応

消費税率8%引上げ時の対応(平成26年4月)

- 診療報酬や、介護報酬の検討状況及び、「障害福祉サービスに関する消費税課税の実態調査」の結果などを踏まえて、社会保障審議会障害者部会において議論を行い、報酬改定を実施した。(改定率 0.69%)

<主な対応>

- ・ 直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せした。
- ・ 診療報酬や介護報酬の検討状況及び「障害福祉サービスに関する消費税課税の実態調査」の結果等を踏まえ、設備等の高額投資への対応は行わないこととした。

消費税率10%引上げに向けた対応

- 今後、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにて、2019年10月の消費税率10%への引上げを見据えた報酬改定を検討。

平成30年度報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討

○「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において検討が必要とされた事項等について、以下の形で整理する。

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」に示された今後の主な課題等

- ① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定
- ② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定
- ③ 食事提供体制加算について
- ④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算
- ⑤ 身体拘束等の適正化について
- ⑥ 居宅介護について（利用実態把握等）
- ⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について
- ⑧ 就労移行支援利用後の一般就労について
- ⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について
- ⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応
- ⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
- ⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について
- ⑬ 医療的ケア児者について（判定基準の調査研究）

各種調査・
研究を活用
し実態把握
等を行う

各種調査・研究

障害福祉サービス等 報酬改定検証調査

（障害福祉サービス等の経営状況
に関する事項）

- ・ 障害福祉サービス等経営概況調査
- ・ 障害福祉サービス等経営実態調査

（障害福祉サービス等従事者の
処遇改善等に関する事項）

- ・ 障害福祉サービス等従事者
処遇状況等調査

その他、障害者総合福祉
推進事業等を活用

障害福祉サービス等報酬改定検討チームと報酬改定検証調査等の関連について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

2018年度調査
（委託事業）

2019年度調査
（委託事業）

2020年度調査
（委託事業）

2021年度報酬改定

【調査内容を検討チームに諮る趣旨】

- ・ 平成30年度報酬改定の効果検証や、次期報酬改定に向けた課題に関する調査・研究を実施する。
- ・ 報酬改定検証調査等の結果は、次期報酬改定の基礎資料となるため、アドバイザー等より意見を聴いた上で実施する。

（平成30年度報酬改定）

2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた各調査のスケジュール(案)

		2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
報酬改定検証調査		【調査事項】 - 訪問系サービスの支援の実態調査 - 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 - 生活介護のあり方に関する実態調査(改定概要①②) - 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究(改定概要⑪) - 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究 - 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究(改定概要⑧⑨)	【調査事項(予定)】 生活介護における支援に関する実態調査(改定概要①②)	【調査事項(予定)】 その他、30年度、31年度において、新たに対応が必要となった課題等に対応する調査を実施
			等	
総合福祉推進事業等	厚労科研	【厚労科研】 - 総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究(改定概要⑦) ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 - 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究(改定概要⑬)	【厚労科研(予定(研究名等は仮称))】 - 総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究(改定概要⑦) ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 - 計画相談支援・障害児相談支援におけるモニタリング標準期間の見直しに伴う効果・影響の検証(改定概要⑫)	
		等	等	
		【総合福祉推進事業】 - 食事提供体制加算等に関する実態把握(改定概要③④) - 障害者虐待の未然防止等に関する研究(改定概要⑤) - 居宅介護の支援の実態調査(改定概要⑥) - 就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究(改定概要⑩) - グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究	【総合福祉推進事業(予定(研究名等は仮称))】 居宅介護の支援の実態調査(改定概要⑥)	
		等	等	

2021年度障害福祉サービス等報酬改定の概要取りまとめ

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第1回（H30. 8. 29）	資料4

障害福祉サービス等報酬改定検証調査等 （平成30年度調査）の実施について

① 障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (平成30年度調査)の概要

障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）の概要

1. 調査の目的

- 次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、各サービスの提供実態等を把握することを目的とする。

2. 実施調査

- ① 訪問系サービスの支援の実態調査
- ② 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査
- ③ 生活介護のあり方に関する実態調査
- ④ 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究
- ⑤ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究
- ⑥ 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

※ 別紙1～6にて各調査等の概要をお示しする。別紙1～6は現時点の素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

3. 調査の方法等

- 実施時期：平成30年10月
- 抽出方法：調査対象となる事業所等について、サービス別に調査対象の重複等を考慮して、無作為抽出を行う。

4. 今後のスケジュール(予定)

平成30年	～	9月下旬	調査票・記入要領の作成、調査関係書類の印刷
		10月	調査実施
平成31年	～	3月	調査結果のとりまとめ
		3月	報告書公表

1. 訪問系サービスの支援の実態調査

1. 調査目的

- 訪問系サービス従業者の要件については、経過措置や暫定的な取扱がある他、介護保険サービスと乖離があるなかで、従業者の種別ごとのサービス内容の実態を把握することにより、今後の従業者要件等のあり方検討の基礎データとする。(事業所調査)
- その他、国保連データで把握できない支給の実態を把握するための調査を行う。(市町村調査)

2. 検証のポイント

- 訪問系サービス事業所における業務等の実態を把握し、平成30年度報酬改定による影響や課題等について検証を行う。

3. 調査対象

- 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、市町村

4. 主な調査項目

<事業所調査>

- ・ 訪問系サービス共通項目(利用者の属性: 障害種別、在宅／施設入所、年齢区分、障害の程度 等)
- ・ 居宅介護(平成30年度報酬改定で減算を設けた初任者研修修了者が居宅介護計画を作成している件数 等)
- ・ 重度訪問介護(事業所における従業者の種別ごとの役割や支援内容、新人のOJTや担当の交代時の引継ぎに要する時間 等)
- ・ 同行援護(事業所における従業者の種別ごとの役割や支援内容、サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)
- ・ 行動援護(サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)

<市町村調査>

- ・ 各サービスの支給決定時間(サービス提供時間)

2. 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査

1. 調査目的

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題やニーズに向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、障害福祉計画に基づき地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の整備を推進している。
- しかし、整備未定の市町村が大半を占めるなか、第5期障害福祉計画(平成30～32年度)において、拠点等の全国的な整備を完了させることとしており、未整備の自治体における課題の抽出、分析、検証が必要である。

2. 検証のポイント

- 第5期障害福祉計画において、全国的な整備を完了させるため、未整備の自治体における課題の抽出(深掘り)、分析・検証を行う。また、整備済みの自治体における必要な機能の取組みの傾向について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行う。
- そして、次期報酬改定ならびに必要な機能の充実・強化を含めた第6期障害福祉計画に係る基本指針の目標設定を検討するための基礎的なデータを収集する。

3. 調査対象

- 市町村等

4. 主な調査項目

- ・ 整備状況
- ・ 整えるのが特に困難な機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)
- ・ 整備類型(多機能拠点整備型、面的整備型 等)
- ・ 独自に付加している機能の具体的な内容
- ・ 平成30年度以降に強化・充実を図る予定の機能の内容
- ・ 整備における課題
- ・ 整備までのプロセス 等

3. 生活介護のあり方に関する実態調査

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定」及び「サービスの質を踏まえた報酬単位の設定」が挙げられており、事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行うことが必要である。

2. 検証のポイント

- 平成28、29年度報酬改定検証調査等において、生活介護の基本的なデータ及び生活介護の多種多様な支援実態が明らかになっているが、次期報酬改定の検討に向けて、提供サービスの質の評価等に資するデータを把握し、検証を行う。

3. 調査対象

- 生活介護事業所

4. 主な調査項目

- ・ 多種多様な支援の提供状況について、障害支援区分別・障害種別別・時間別・定員規模別等を軸に、一定の傾向があるかどうか分析を行うための項目
- ・ 質の向上を図る観点から、生活介護事業所における多種多様な行為(支援)別に、障害特性を踏まえた機能(サービス等利用計画に位置付けられた支援の目的等)の内容等

4. 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究 (別紙4)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置(※1)の取扱いについて」が挙げられており、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する必要がある。
- 本調査においては、共同生活援助事業者(個人ヘルパーの受入)、居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者(個人ヘルパーの派遣)に対し、経過措置の利用状況について調査を行う。(※2)

※1 共同生活援助を利用する重度障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについて、平成33年3月31日まで経過措置としている。(日中サービス支援型含む)

※2 日中サービス支援型を含めた、共同生活援助の実施状況については、別途障害者総合福祉推進事業で把握する。

2. 検証のポイント

- 職員配置や支援時間、報酬算定等の関係性を分析し、効果的・効率的な支援方法を検証する。

3. 調査対象

- 経過措置を適用している共同生活援助事業所及び当該事業所の利用者にサービス提供をしている居宅介護等事業所

4. 主な調査項目

<共同生活援助事業所に対する調査>

- ・ 利用者について(障害支援区分、重度障害者支援加算の対象の有無)
- ・ 生活支援員の配置について(通常の職員配置、経過措置利用時の職員配置)
- ・ 個人ヘルパーを派遣する事業者について(居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者の名称・所在地、利用者ごとの派遣日数)

<居宅介護・重度訪問介護事業所に対する調査>

- ・ 利用者の支給決定の区分(居宅介護の区分、重度訪問介護の区分)
- ・ 利用者の支給決定の支給量
- ・ 派遣日ごとの支援時間、報酬算定

5. 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の 妥当性に関する調査研究

(別紙5)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援については、質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数(35件)を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減制を導入したところである。
- 標準担当件数(35件)が相談支援専門員の業務実態等に合った適切な水準となっているか、その妥当性を検証することを目的とする。

2. 検証のポイント

- 標準担当件数の設定により、相談支援専門員ごとの担当件数のバラつきは解消されていくことが見込まれるが、依然としてバラつきがある場合、そのバラつきの要因を分析する。
- 調査結果を踏まえ、計画相談支援・障害児相談支援における相談支援専門員の担当件数の設定方法のあり方について、平成33年度報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。

3. 調査対象

- 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所

4. 主な調査項目

- ・ 相談支援専門員の基本情報(雇用形態、経験年数 等)
- ・ 相談支援専門員1人当たりの平均担当件数(サービス等利用計画／障害児支援利用計画の別、計画作成件数／モニタリングの別 等)
- ・ 計画作成、モニタリングに関する詳細調査(利用者特性(障害種別・障害支援区分・強度行動障害の別・医療的ケア児の別・年齢区分等)、居宅までの移動距離 等)

6. 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

(別紙6)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労系サービスに関して、以下の状況に応じた基本報酬を設定した。
 - ・ 就労移行支援は前年度の就労定着者(就職後6月に達した者)の割合
 - ・ 就労継続支援A型は前年度の利用者の1日当たりの平均労働時間数
 - ・ 就労継続支援B型は前年度の利用者に支払った平均工賃月額
- 次期報酬改定に向けて、以下の事項に関しては、引き続き検討、検証を行う必要がある。
 - ・ 一般就労の範囲について、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
 - ・ 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で対応を検討する。

2. 検証のポイント

- サービス提供の拒否の状況、一般就労者数・定着状況、賃金・工賃の状況等を把握し、平成30年度報酬改定による影響・効果を検証した上で、次期報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。
- 就労系障害福祉サービス終了後一般就労した者の雇用形態・労働時間数等の実態把握や就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の適用期間・賃金月額等の実態把握を行い、次期報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。

3. 調査対象

- 就労移行支援事業所、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援

4. 主な調査項目

- ・ 基本情報(法人種別、事業の実施形態、利用定員、実利用者数、障害種別の実利用者数 等)
- ・ 報酬改定前後の事業変更の状況、サービス提供の拒否の状況、一般就労への移行者数・定着者数、賃金月額・工賃月額の状況
- ・ サービス終了者の状況(終了者の行先、職種、一般就労した者の雇用形態・勤務形態・月額の平均賃金額 等)
- ・ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の状況(適用者数、適用期間、障害種別、賃金月額、労働時間数、一般就労への移行者数、定着者数 等)

② その他の事業における報酬改定関係 事業（平成30年度）の概要

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について(案)

○ 平成30年度障害福祉サービス等処遇状況等調査について、以下の考え方に沿って調査を実施する予定である。

1. 調査の目的

障害福祉サービス等従事者の処遇状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等を評価・分析し、報酬改定のための基礎資料を得るものである。

2. 調査時期

平成30年10月(前回:平成29年10月)

3. 調査対象及び抽出方法

① 障害者支援施設・障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域相談支援

② 障害児通所支援・障害児入所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

4. 調査項目

処遇改善加算等の状況、調査対象サービスにおける給与等の状況、職員個人の処遇状況、従事者の状況、障害福祉サービス等の提供状況

その他の事業における報酬改定関係事業(平成30年度)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、引き続き検討が必要とされた事項等について、障害者総合福祉推進事業等において、以下の事業を行っている。(平成30年度事業)

1. 総合支援法の見直しに向けたサービス実態の把握及びその効果の検証のための研究(厚労科研)

- 平成30年度から実施される新サービスである自立生活援助、就労定着支援や対象拡大される重度訪問介護、見直しが検討されている重度障害者等包括支援、重度対応型グループホームについて、その効果や課題について次期報酬改定も踏まえて検証する必要がある。
- 本研究課題では実際に新類型、拡大されたサービスの支給決定状況、サービスの利用状況について、利用者(家族)、事業者(相談含む)、自治体を対象とした調査を行い、事業所、行政、関係団体などによる検討会を設置し、サービスの効果の検証を行う。

2. 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究(厚労科研)

- 平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児(人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児)に対する支援体制を評価する見直しを行った。しかし、現在の報酬上の評価においては、重症心身障害児(重度の身体障害と知的障害が重複していて、歩けない児童)を受け入れる場合と、それ以外の2つの区分しかなく、歩ける医療的ケア児を受け入れる場合の評価がないため、受入が進まない現状にある。このため、より実態に即した評価を行うためには、医療的ケア児の判定基準を確立することが不可欠である。このため、平成33年度報酬改定に向けて、障害児通所事業所等において、医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となるよう、医療的ケア児の判定基準を確立する。

3. 食事提供体制加算等に関する実態把握(障害者総合福祉推進事業)

- 日中活動サービス等における食事提供体制加算等や、送迎加算に係る実態を把握することを目的とする。

その他の事業における報酬改定関係事業(平成30年度)

4. 障害者虐待の未然防止等に関する研究(障害者総合福祉推進事業)

- 障害者虐待防止法第14条に規定する「養護者の支援」についての具体的な支援方策について研究調査をする等により、今後の障害者虐待の相談体制の構築及び未然防止に係る研究を行う。

5. 居宅介護の支援の実態調査(障害者総合福祉推進事業)

- 障害福祉サービスの特性を踏まえながら居宅介護のあり方を検討するため、居宅介護の支援の実態を把握する。

6. 就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究 (障害者総合福祉推進事業)

- 就労移行率が高い就労移行支援事業所における支援の実態を把握し、効果的な支援について分析、周知する。
- 就労移行支援事業所が新たに実施する就労定着支援の実態を把握する。
- 定着支援にあたり利用者や企業が支援機関に求めることを調査し、適切な事業運営に資する。

7. グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究(障害者総合福祉推進事業)

- グループホームを利用する障害者の状態(障害種別、障害支援区分等)と生活実態(経済状況、日課等)について調査を行い実態把握を行う。
- グループホームの運営状況の調査(支援内容、職員・設備の状況等)
- グループホームから単身生活への移行支援の状況調査

障害福祉分野の最近の動向

（目次）

1. 障害福祉制度をとりまく状況
2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

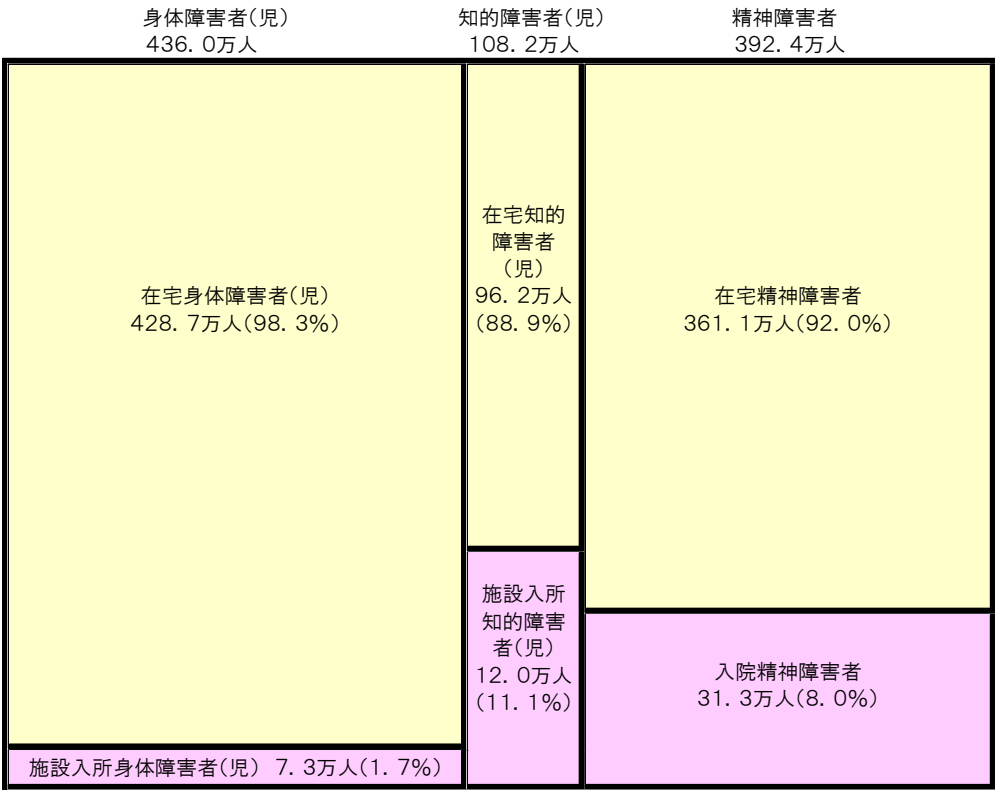
1. 障害福祉制度をとりまく状況

障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

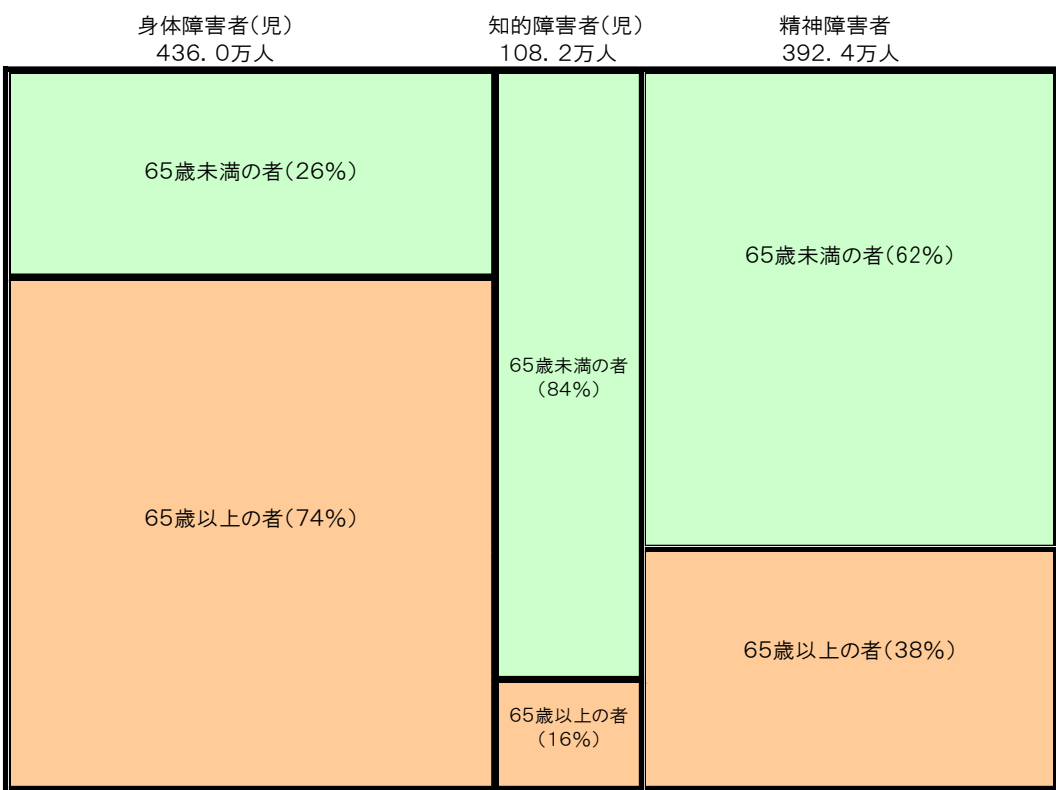
(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
うち在宅 886.0万人(94.6%)
うち施設入所 50.6万人(5.4%)



(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)
うち65歳未満 48%
うち65歳以上 52%



※ 身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

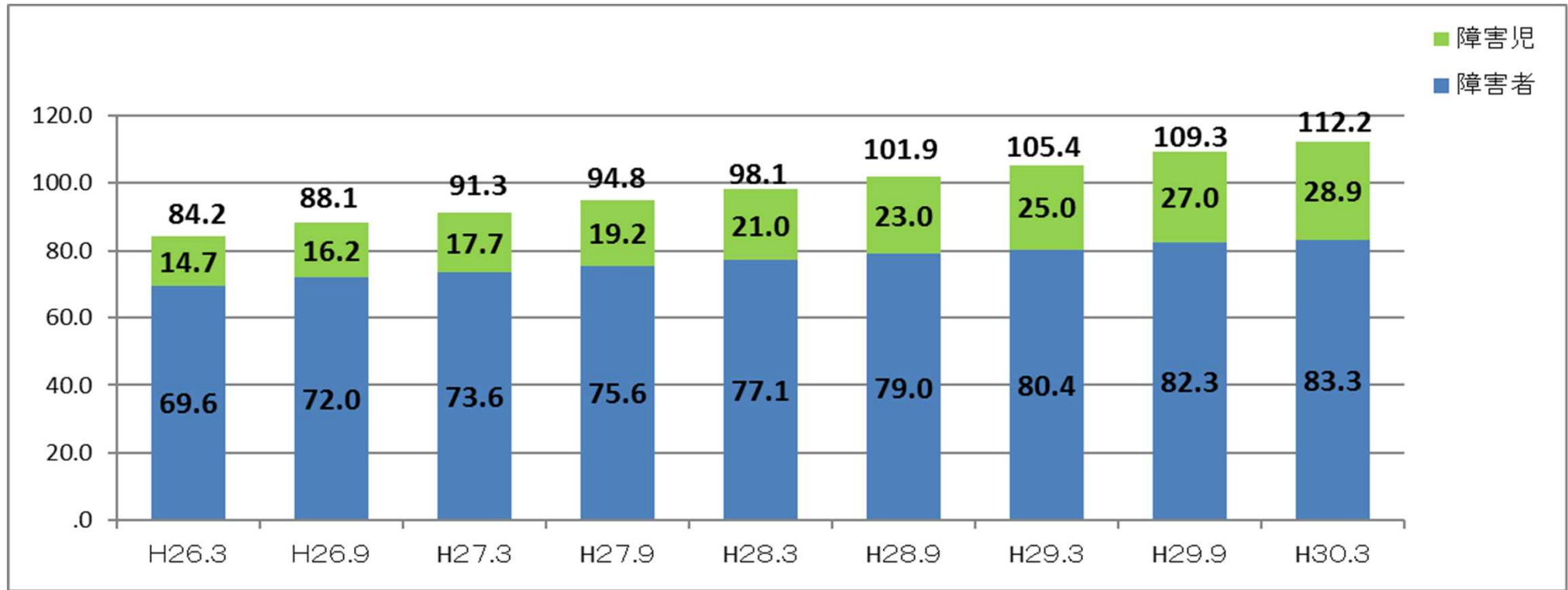
※ 平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※ 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※ 複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

単位(万人)



○平成29年3月→平成30年3月の伸び率(年率)..... 6.4%

(30年3月の利用者数)

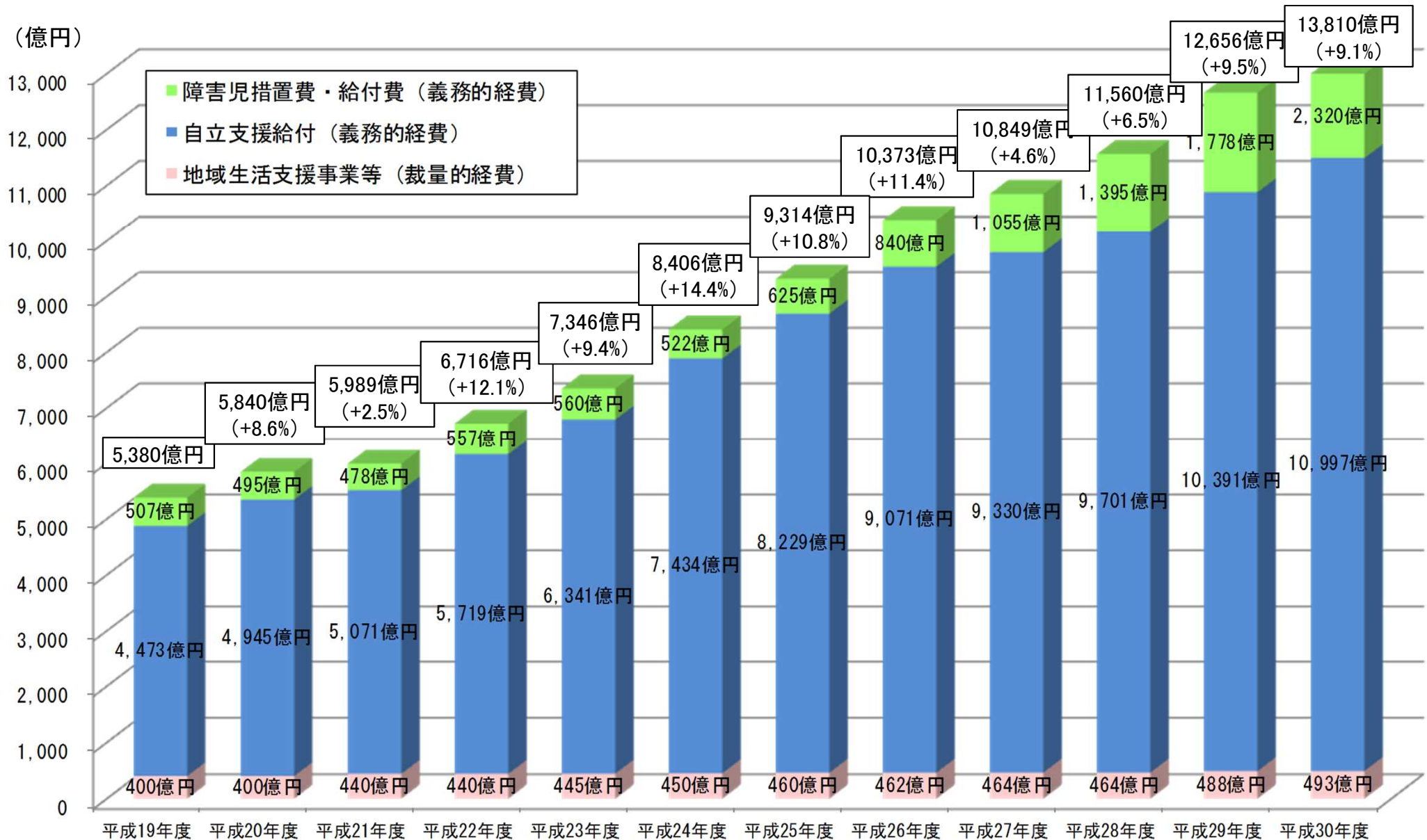
このうち	身体障害者の伸び率.....	0.8%	身体障害者.....	21.5万人
	知的障害者の伸び率.....	2.7%	知的障害者.....	38.8万人
	精神障害者の伸び率.....	8.1%	精神障害者.....	21.2万人
	障害児の伸び率.....	14.8%	難病等対象者...	0.3万人(2,698人)
			障害児.....	30.4万人(※)
			(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

※各年代の前年同月における伸び率

20歳以上30歳未満.....	3.4%	50歳以上60歳未満.....	7.0%
30歳以上40歳未満.....	1.6%	60歳以上65歳未満.....	0.7%
40歳以上50歳未満.....	2.9%	65歳以上.....	6.0%

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

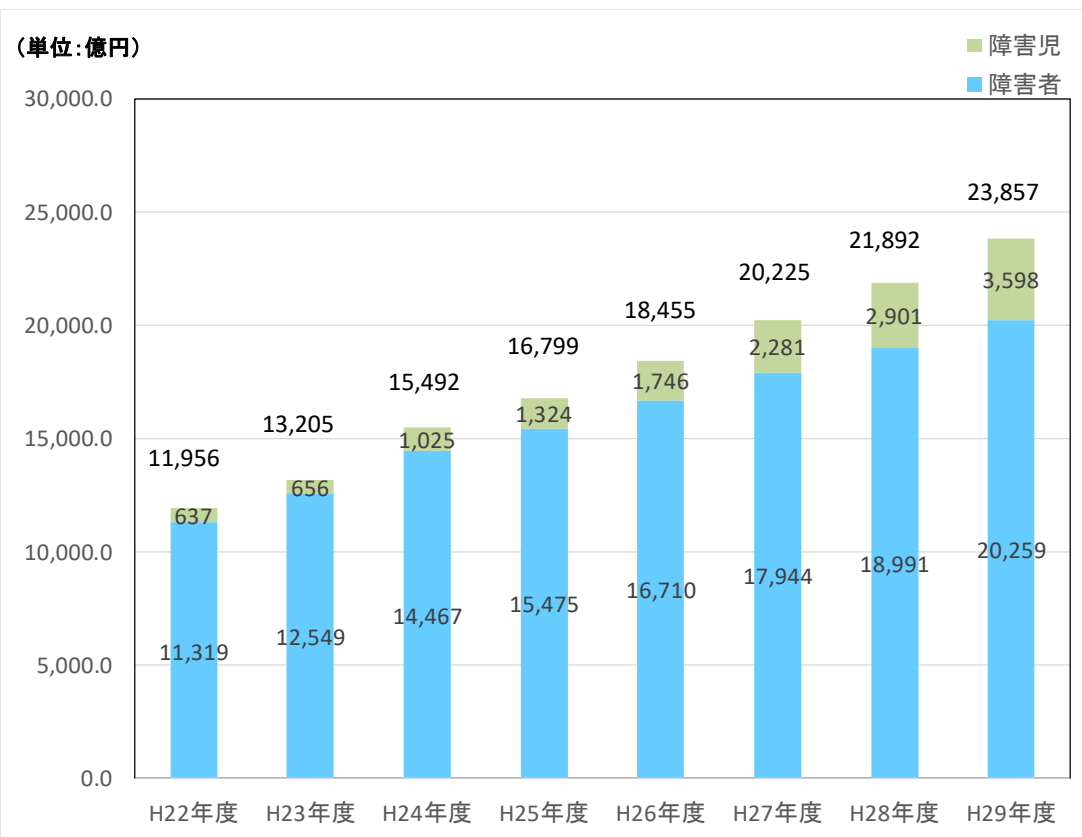
(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

障害福祉サービス等における総費用額及び1人当たりの費用月額推移

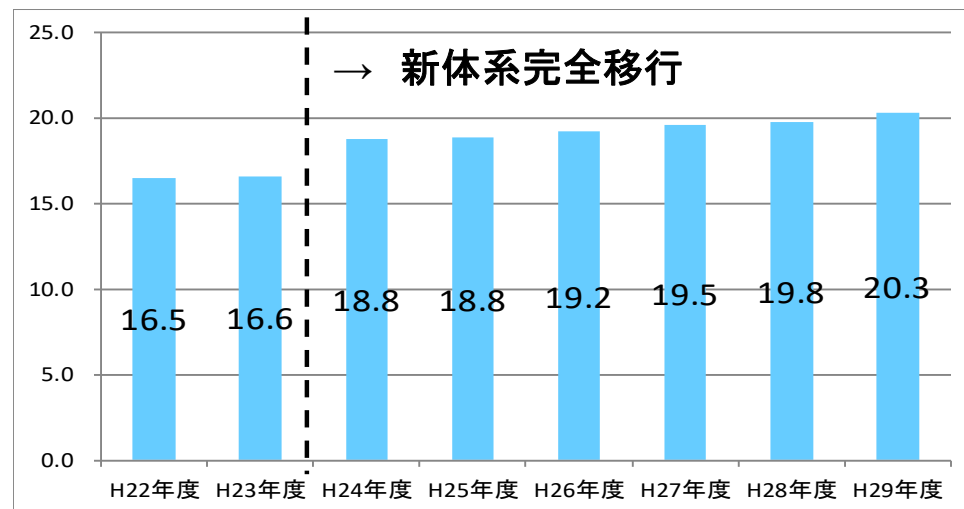
- 障害福祉サービス等における総費用額は増加傾向にあり、平成28年度から平成29年度の伸び率は、全体で9.0%、障害者サービスで6.7%、障害児サービスで24.0%となっている。
- また、一人当たりの費用月額をみると、新体系完全移行後の平成24年度以降、障害者サービス、障害児サービスともに増加傾向にある。

○総費用額の推移

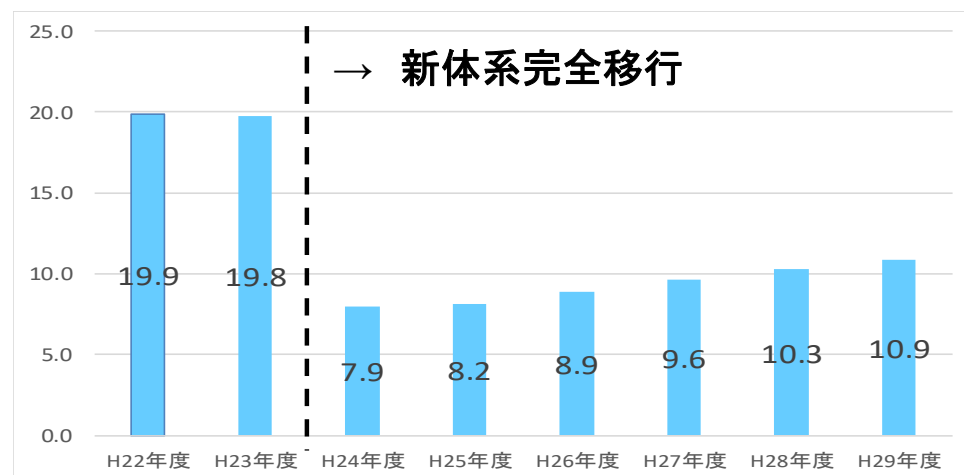


出典:国保連データ

○1人当たりの費用月額推移(障害者サービス) (単位:万円)



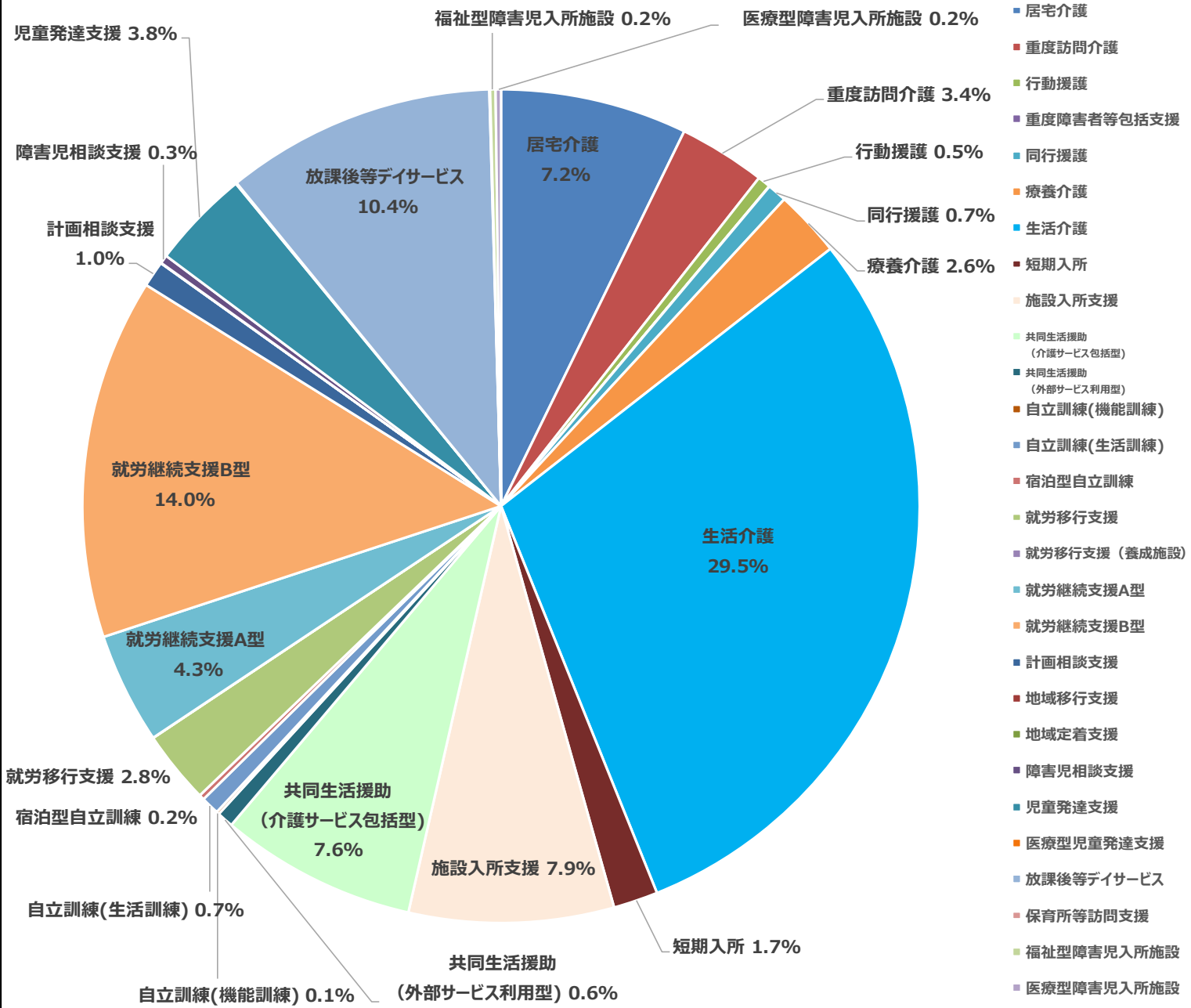
○1人当たりの費用月額推移(障害児サービス) (単位:万円)



※ 一人当たりの費用額には計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は含まない。

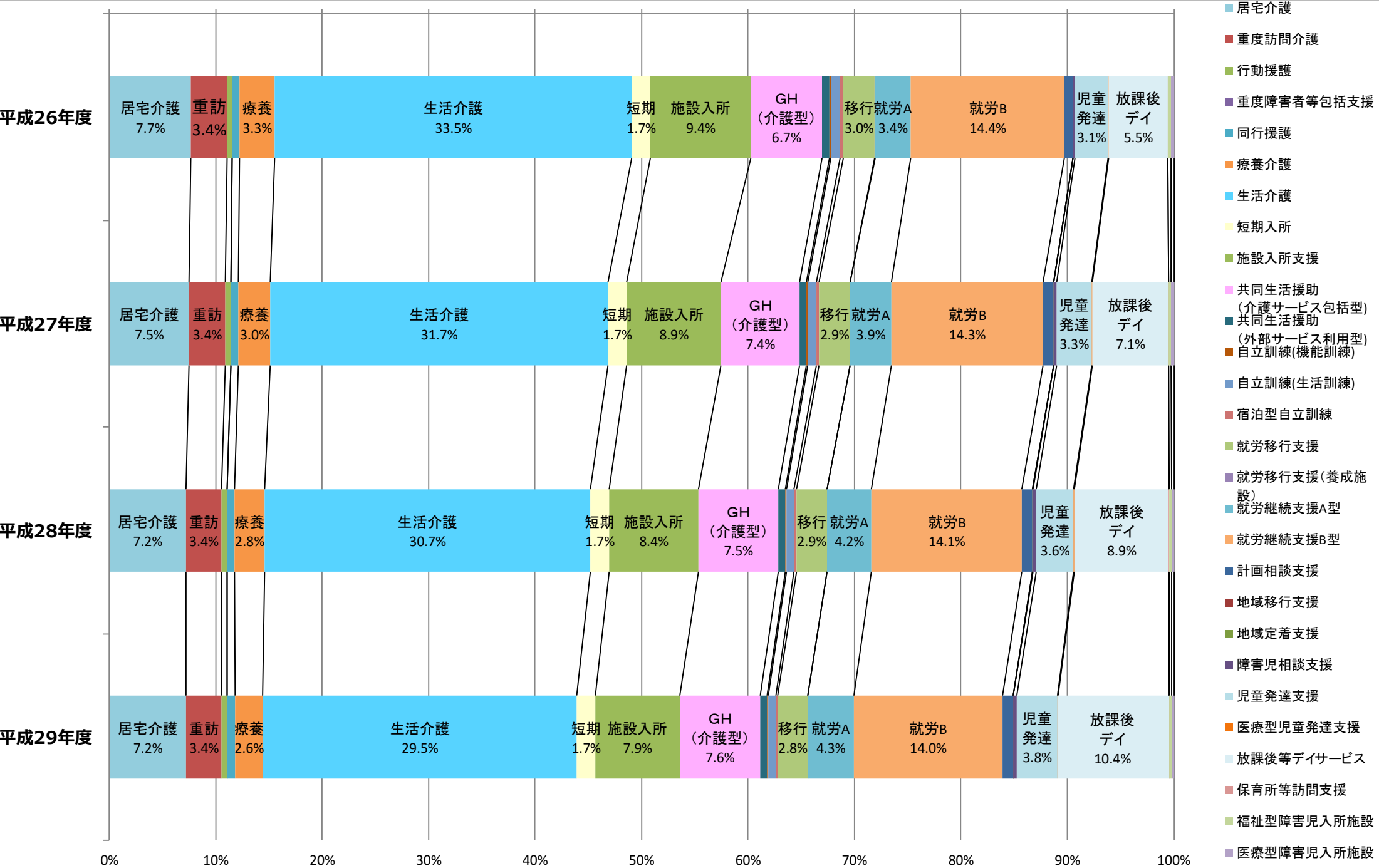
障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた総費用額及び構成割合

平成29年度	総費用額(百万円)	
	金額	比率
居宅介護	1,721	7.2%
重度訪問介護	800	3.4%
行動援護	121	0.5%
重度障害者等包括支援	3	0.0%
同行援護	177	0.7%
療養介護	617	2.6%
生活介護	7,040	29.5%
短期入所	411	1.7%
施設入所支援	1,888	7.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	1,809	7.6%
共同生活援助(外部サービス利用型)	152	0.6%
自立訓練(機能訓練)	26	0.1%
自立訓練(生活訓練)	167	0.7%
宿泊型自立訓練	48	0.2%
就労移行支援	674	2.8%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労継続支援A型	1,025	4.3%
就労継続支援B型	3,335	14.0%
計画相談支援	239	1.0%
地域移行支援	2	0.0%
地域定着支援	2	0.0%
障害児相談支援	79	0.3%
児童発達支援	913	3.8%
医療型児童発達支援	10	0.0%
放課後等デイサービス	2,489	10.4%
保育所等訪問支援	7	0.0%
福祉型障害児入所施設	50	0.2%
医療型障害児入所施設	50	0.2%
合計	23,857	100.0%



※ 端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

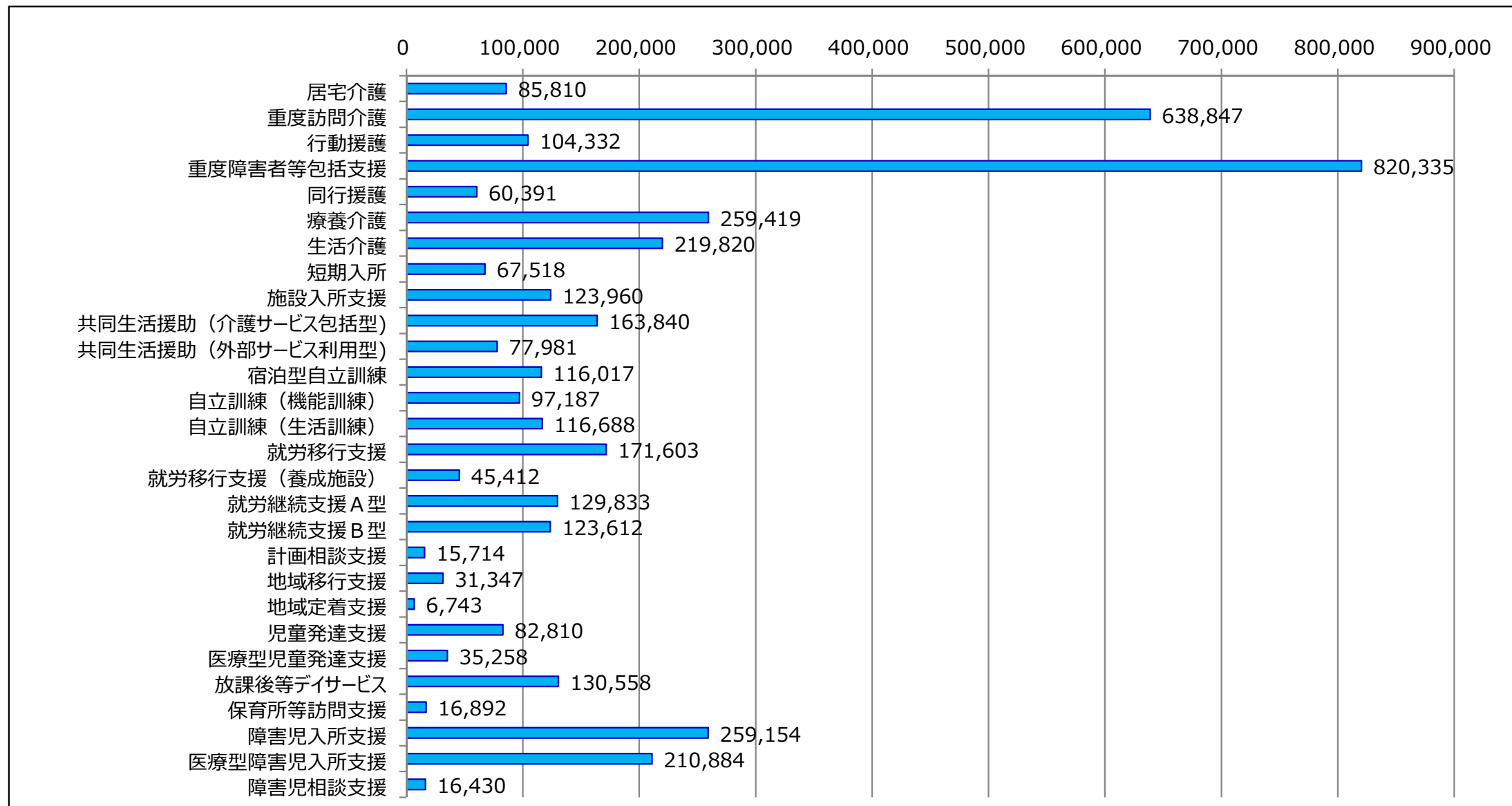
障害福祉サービス等におけるサービス種類別に応じた総費用額の構成割合の変化(平成26年度～平成29年度)



障害福祉サービス等におけるサービス種類別にみた1人当たりの費用額(平成30年3月)

- 障害者サービスでは、重度障害者等包括支援、重度訪問介護、療養介護において、1人当たりの費用月額が高くなっている。
- 障害児サービスでは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、1人当たりの費用月額が高くなっている。

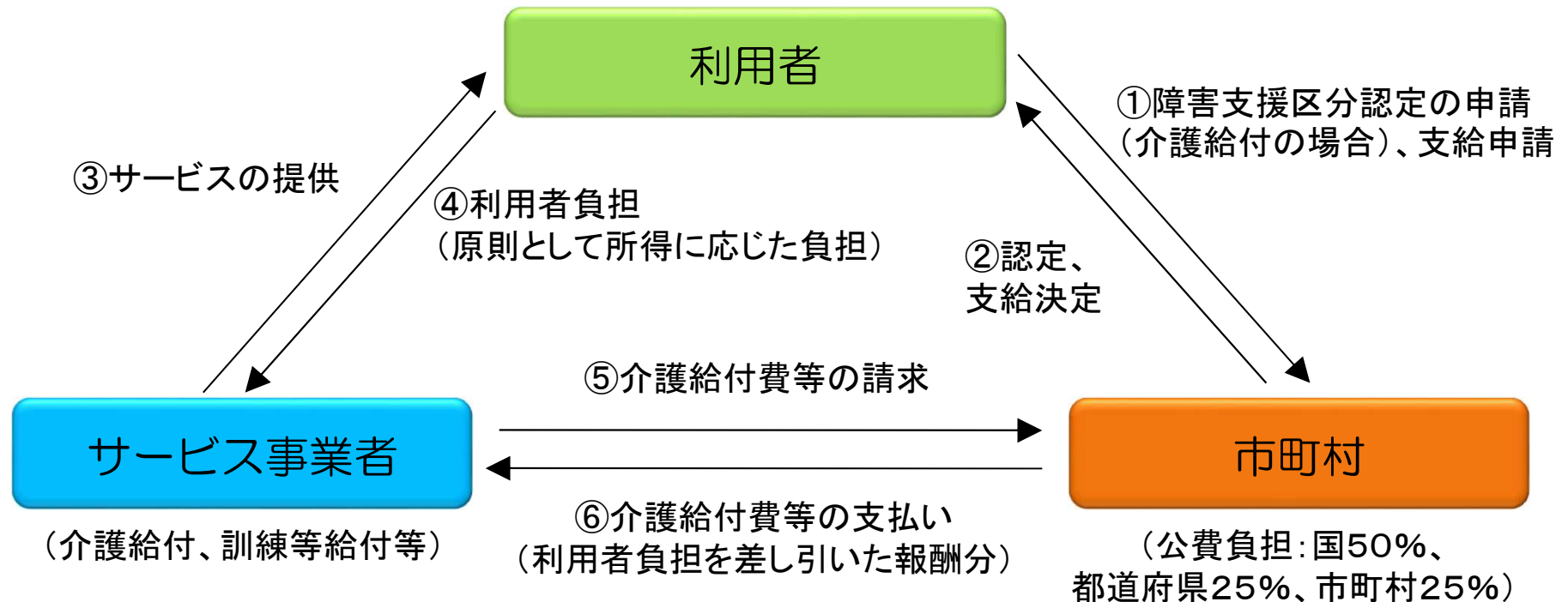
(単位:円)



障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。（障害者総合支援法第29条第3項等）
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）＝

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】（生活介護の例）

サービスごとに算定した単位数

基本報酬

定員 20人 以下	区分6	1,283単位
	区分5	963単位
	区分2以下	561単位

加算・減算

定員超過減算	基本報酬 × 70/100
人員配置体制加算	+ 33～265単位
常勤看護職員等配置加算	+ 6～56単位

+

×

等

等

サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

級地	単価	(参考) 地域例
1級地	11.22円	東京都 特別区
2級地	10.98円	大阪府 大阪市
3級地	10.92円	千葉県 成田市
4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
5級地	10.61円	茨城県 水戸市
6級地	10.37円	宮城県 仙台市
7級地	10.18円	北海道 札幌市
その他	10.00円	—

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円～11.60円

※ 生活介護の単価は、10円～11.22円

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円～11.60円
 ※ 生活介護の単価は、10円～11.22円

事業者を支払われるサービス費（利用者は所得に応じた自己負担）

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○事業者の経営基盤の安定 ○サービスの質の向上 ○地域生活基盤の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進	5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	0.47%

障害児の発達支援の無償化

○ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抜粋）

1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抜粋）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

2. 平成30年度障害福祉サービス等 報酬改定について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

支援内容

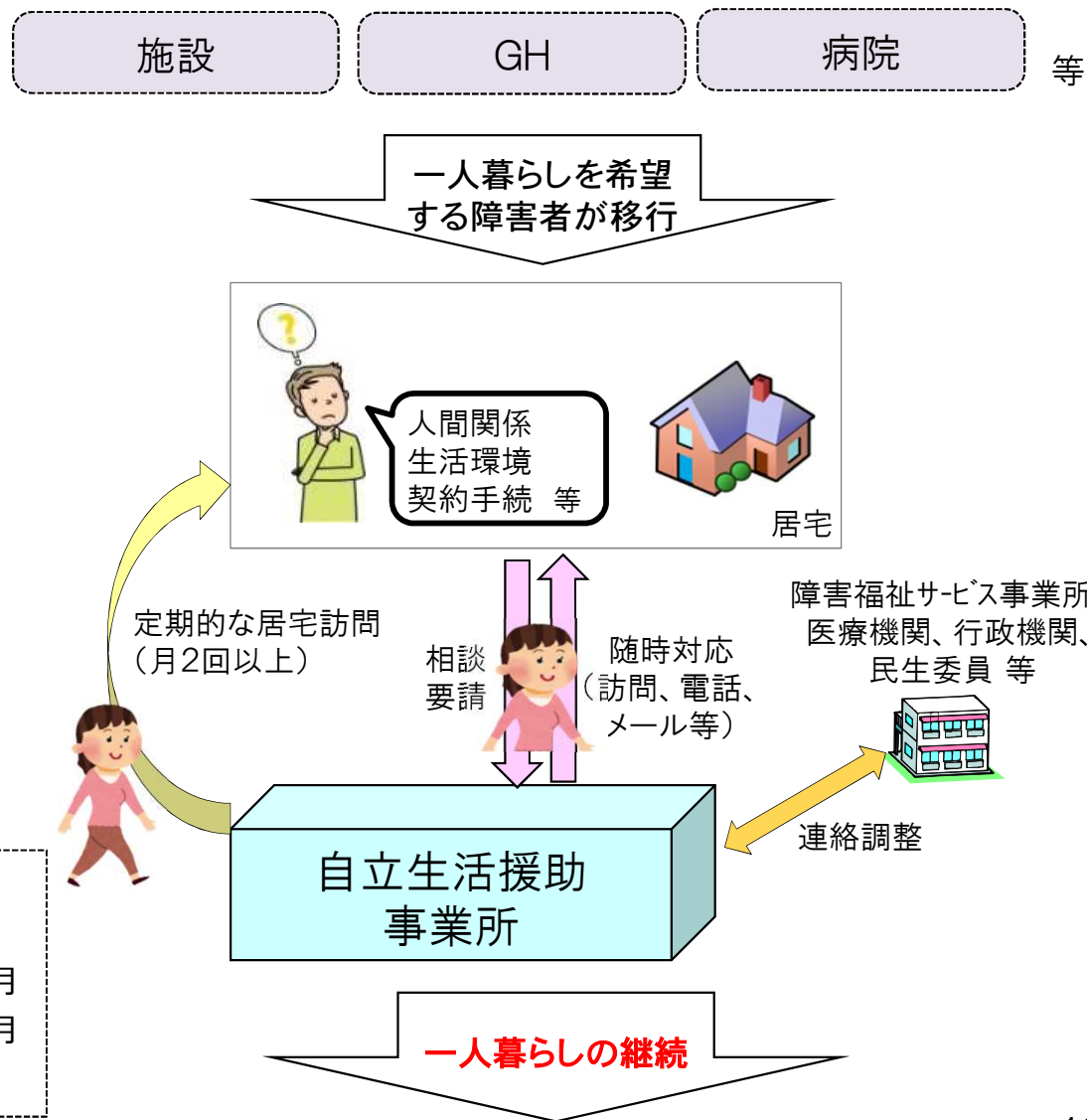
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
- ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352 圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

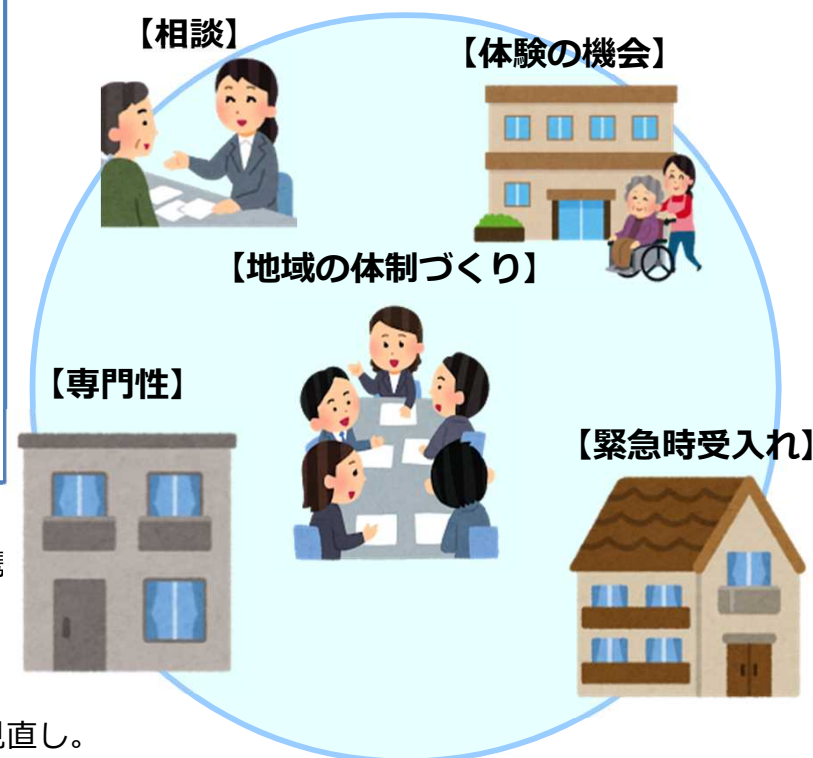
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

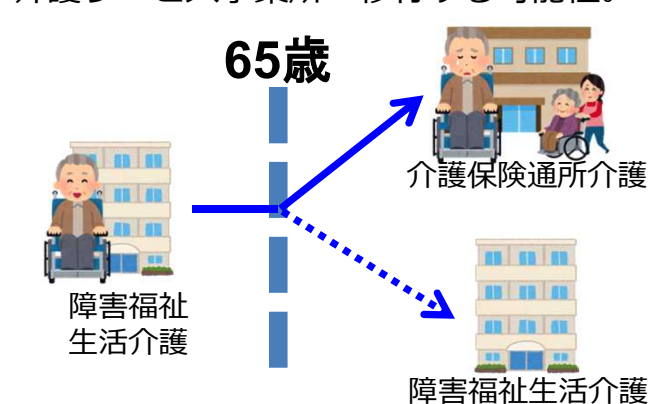
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

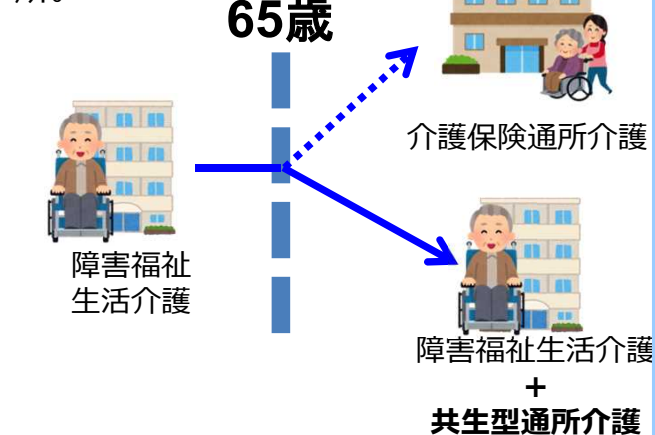
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位

- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設）
58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置
103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置
78単位等

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

【障害者向けサービス】

- 生活介護



➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

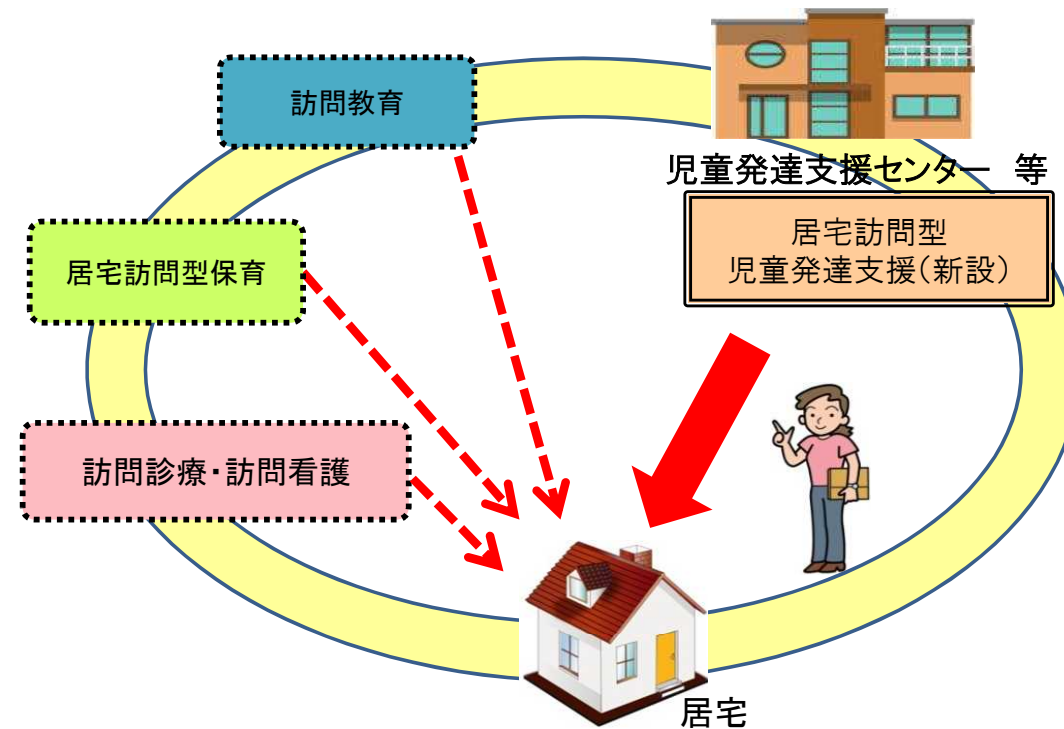
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現行一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



[見直し後の基本報酬の例]

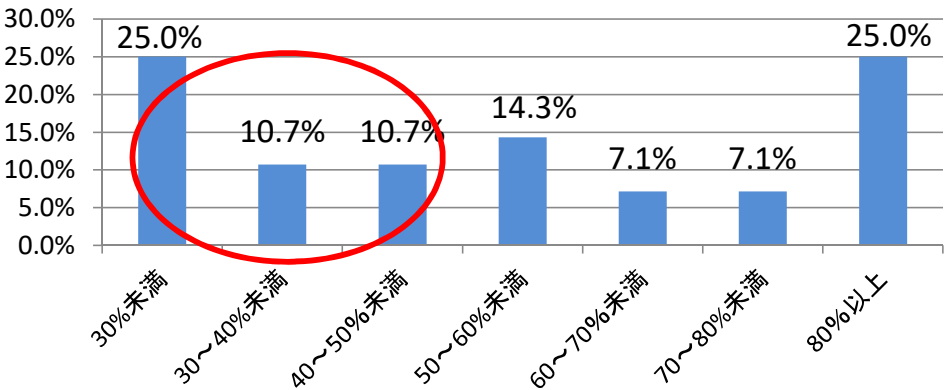
- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短 時 間	645単位	596単位

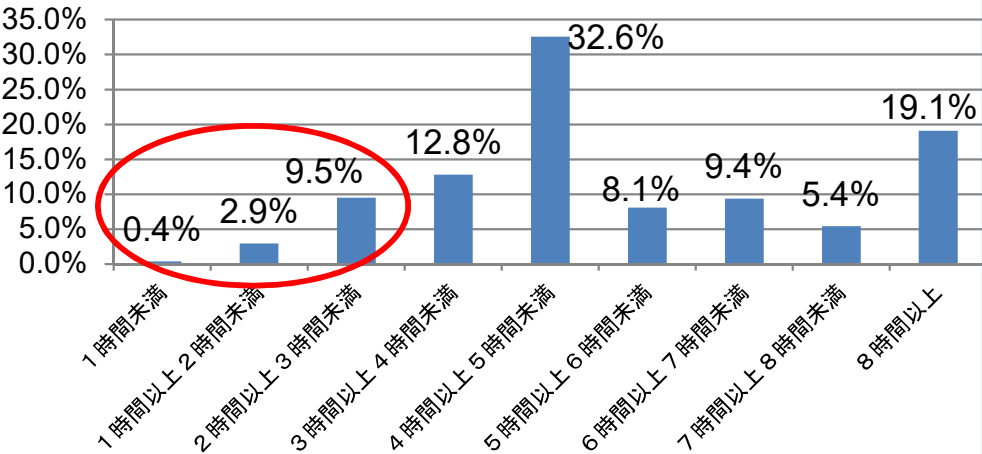
	指標該当	それ以外
区 分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間（平日）



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位／日×2名分

1年に1回 → 1月に1回

500単位／回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

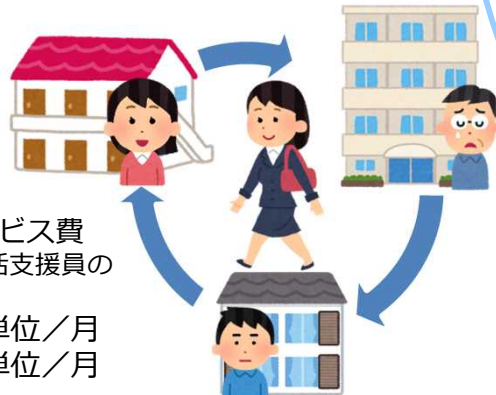


精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築



地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

「就労定着支援」の報酬の設定

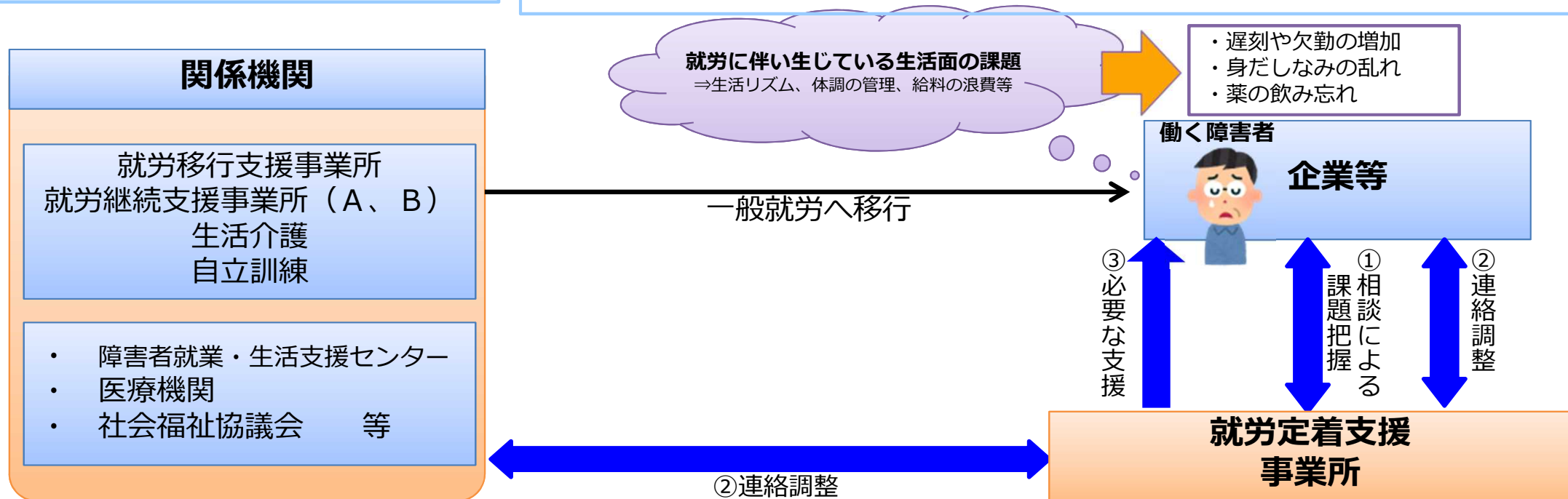
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
 - ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



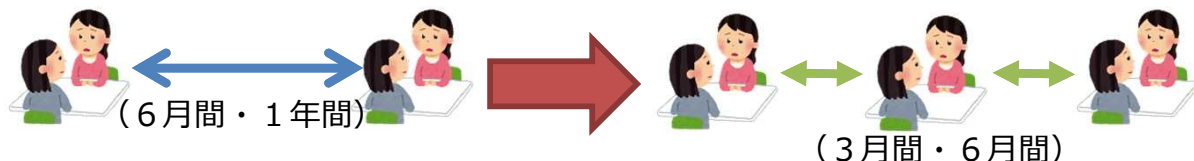
基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
 - 就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
 - ※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

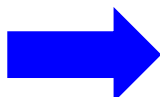
②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位／月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位／月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月 等

④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
（初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目）

- ・ 初回加算 300単位／月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月 等



⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

現行
基本
報酬

④加算
③加算
新基本
報酬

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (Ⅰ)	<u>27単位</u> /回	<u>21単位</u> /回
送迎加算 (Ⅱ)	<u>13単位</u> /回	<u>10単位</u> /回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下（15,600円→11,800円：▲24.4%（月額）民間調査）。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
<u>14単位</u> /回	<u>28単位</u> /回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。